

第4章 協働によるユニバーサルデザイン推進への取り組み

第1節 協働の必要性

ユニバーサルデザインの推進にあたっては、生活者としての権利を有する利用者、サービス提供を行う事業者、社会基盤や仕組みを整える行政が、協働して取り組むことが必要です。

また、ユニバーサルデザインは、利用者の視点を反映させることが重要であることから、計画策定や製作の段階から利用者が関わるプロセスにより、まちづくり、ものづくりに取り組む必要があります。

第2節 県民、事業者等、行政の役割分担

1. 県民の役割

だれもが、安心して住むことのできる生活環境づくりを進めるためには、住民等の生活者がユニバーサルデザインの考え方を自らの問題として意識することが重要であり、多様な人々や社会の存在を認識してそれを尊重することや、問題点の指摘や提案、良い点の評価を行うなど、主体的に意見を表明してまちづくりに参加していくことが必要です。

わかりやすくいえば、障害者のための誘導ブロックや駐車スペースに自転車や自動車を停めないことや、困っている人に声をかける、手をさしのべるなど、一人ひとりが思いやりの心を持って、自然に行動できるようになることが期待されます。

2. 事業者等の役割

ユニバーサルデザインは、顧客志向の側面があり、このユニバーサルデザインの理念は、企業の目指す方向性と基本的に一致していると考えられ、多くの企業は既にユニバーサルデザインに取り組んでいますが、さらに多くの事業者がユニバーサルデザインに取り組む必要があります。

具体的にいえば、安全・安心でだれもが使いやすい商品やサービスを、マーケティングに組み込むことで質の向上を図り、利用者からの評価を高めることによってビジネスチャンスを拡大させる取り組みとして、ユニバーサルデザインは有効な手法であると考えられます。

また、ユニバーサルデザインに関わるNPO等の民間団体には、ユニバーサルデザインの考え方の普及や活動のネットワーク化、行政等への改善策の提案などが期待されます。

3. 行政の役割

市町村は、住民に最も身近な行政機関として、ユニバーサルデザインへの取り組みの基本姿勢を理解し、県の取り組みと連動して、住民、事業者、隣接地域等との連携を図りながら、地域住民のニーズや地域特性を踏まえた施策展開を行っていく必要があります。

そのため、まちづくりに関する基本計画にユニバーサルデザインの考え方を取り入れることを期待します。

また、県は、地域の特性に応じて市町村が実施するユニバーサルデザインの視点を取り入れた先駆的な福祉のまちづくりへの取り組みを促していきます。



長崎県福祉保健部社会福祉課

〒850-8570 長崎市江戸町2番13号

TEL 095-824-1111

FAX 095-895-2572